

# 宮崎県における口蹄疫の発生について

平成22年4月22日  
消費・安全局

## 1. 宮崎県における口蹄疫の疑似患畜の発生状況について

4月20日以降、宮崎県の牛飼養農場（3農場）で、3例の口蹄疫の疑似患畜を確認。

### 第1例目

#### (1) 農場の概要

宮崎県児湯郡都農町  
肉用牛繁殖農家 和牛16頭 (計16頭)

#### (2) 周辺農場の状況

移動制限区域（半径10km以内）

牛：約600戸、約10,000頭

豚：約100戸、約130,000頭

搬出制限区域（半径10km～20km）

牛：約750戸、約17,000頭

豚：約50戸、約53,000頭

### 第2例目

#### (1) 農場の概要

宮崎県児湯郡川南町  
乳肉複合農家 乳用牛37頭、和牛16頭、交雑種14頭  
(計65頭)

#### (2) 周辺農場の状況（1例目のものを除く）

搬出制限区域（半径10km～20km）

牛：約70戸、豚：数戸（飼養頭数確認中）

### 第3例目

#### (1) 農場の概要

宮崎県児湯郡川南町  
肉用肥育農家 和牛83頭、交雑種25頭 (計118頭)

#### (2) 周辺農場の状況（1、2例目のものを除く）

新たな農場はない

## 2. 口蹄疫の防疫対応状況について

家畜伝染病予防法の規定に基づく、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に沿って、当面、以下により迅速かつ的確な防疫措置を実施。

### 1. 殺処分等

疑似家畜（検査陽性家畜及びその同居家畜）すべてについて、速やかに殺処分。

1例目については、殺処分及び埋却を完了。2例目については、殺処分を実施中。3例目は殺処分に着手。

### 2. 移動の制限等（4月19日～）

#### (1) 通行の制限

当該農場において殺処分までの72時間以内の間、当該農場及びその周辺で、すべてのものの搬入・搬出を制限

#### (2) 移動制限（半径10km、殺処分完了後21日間）

生きた牛豚等について、移動・搬出を禁止  
と畜場の閉鎖（ただし、食肉の加工・出荷は可能）

#### (3) 搬出制限（半径20km、発生から21日間）

生きた牛豚等の搬出制限区域外への移動を禁止  
家畜市場の閉鎖（と畜場は開催可能）

### 3. 発生状況の確認

周辺農場に対する異常の有無の聞き取り調査（4月22日現在）

第1例目農場から3.5km以内：異常なし（発生農場は除く）

（なお、第1例目農場から3.5km以内については、念のため2回目の聞き取り調査を実施）

他の移動制限区域内農場については、同様に調査を実施中

### 4. その他

#### (1) 各都道府県に対し、管内の偶蹄類家畜の所有者等に対して、以下の事項を指導するよう通知。

- ・ 直ちに飼養家畜の異常の有無を確認
- ・ 異常があった場合、家畜保健衛生所等に連絡
- ・ 農場出入口での消毒など飼養衛生管理を徹底

#### (2) 関係府省と十分連携を図りつつ、消費者、流通業者等への正確な情報の提供。農政局・農政事務所職員が、消費者に誤解を与える表示の有無を巡回調査

#### (3) 関係都道府県と協力し、感染源及び感染経路を究明。

# 口蹄疫防疫対策本部の設置について

平成22年4月20日設置

## 1 趣旨

宮崎県における口蹄疫の発生を踏まえ、防疫体制の一層の強化等を図るため、農林水産省に「口蹄疫防疫対策本部」（以下「本部」という。）を設置。

## 2 構成

(1) 本部は、以下をもって構成。

本部長：赤松農林水産大臣

本部長代理：山田農林水産副大臣

本部長代理：郡司農林水産副大臣

副本部長：佐々木農林水産大臣政務官

副本部長：舟山農林水産大臣政務官

本部長補佐：事務次官

消費・安全局長

本部員：官房長、総括審議官、  
技術総括審議官、総合食料局長、  
生産局長、畜産部長、経営局長、  
農林水産技術会議事務局長

(2) 本部の下に幹事会を設置。

(幹事長：消費・安全局審議官、幹事長代理：畜産部長)

## 3 開催実績

(1) 本部 4月20日9時

(2) その他、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会、口蹄疫防疫対策本部幹事会を随時開催